

In depth

A look at current financial reporting issues

March 2016
No. INT2016-02

バーゼル銀行監督委員会による 銀行の予想信用損失会計に関するガイダンス

目次

要点	1
背景	1
目的	2
範囲	3
当ガイダンスの基本原則.....	4
IFRS 第9号におけるECL に関する要求事項の適用 ...	4
次のステップ	15
付録	16

要点

バーゼル銀行監督委員会(以下、「バーゼル委員会」)は、2015年12月、「Guidance on credit risk and accounting for expected credit losses(信用リスクと予想信用損失会計に関するガイダンス)」(以下、「当ガイダンス」)を公表しました。当ガイダンスは、国際財務報告基準(IFRS)第9号「金融商品」で導入された予想信用損失(以下、「ECL」)の会計フレームワークの導入および継続的な適用に関連した、健全な信用リスク実務に関する監督上の要求事項を規定しています。

バーゼル委員会は、銀行によるECLの評価および測定において統制のとれた高品質なアプローチが採用されることを期待しています。当ガイダンスは、銀行によるECLの会計上の測定に、マクロ経済データを含む、広範囲において目的適合性の高い、合理的で裏付け可能な将来予測的情報を幅広く盛り込むことを強調しています。特に、銀行は、単に将来事象の発生する確率が低いことだけを理由に、またはコスト増や主観を根拠として、将来の事象を無視することはできません。

さらに、当ガイダンスは、国際的に活動している銀行に対しては、IFRS第9号の実務上の便法の安易な使用を制限すべきとするバーゼル委員会の見解に言及しています。これは、信用リスクの著しい増大の評価に関連する、「低い信用リスク」に関する免除規定および「30日超期日経過」という反証可能な推定を用いることを含みます。

PwCは、銀行は、当ガイダンスのどの程度までの適用が期待されているかについて、現地の銀行監督当局に相談することをお勧めします。

本In depthは、当ガイダンスが提起しているガバナンス上の問題や監督上の問題ではなく、主として、当ガイダンスの会計上の側面に焦点を当てています。

背景

国際会計基準審議会(IASB)は、2014年7月、IFRS第9号「金融商品」の完全版を公表しました。IFRS第9号の完全版は、2018年1月1日に開始する事業年度より適用されます¹。IFRS第9号は、国際会計基準(IAS)第39号の発生損失アプローチを、金融資産の減損の引当に対する新たな将来予測的なECLアプローチに置き換えます。

¹ IFRS第9号は、欧州連合(EU)による承認を受けなければなりません。

IFRS 第 9 号の新しい ECL モデルに関する詳細な解説は、PwC の In depth INT2014-06 「[IFRS 第 9 号：予想信用損失](#)」をご参照ください。

バーゼル銀行監督委員会(以下、「バーゼル委員会」)は、2015 年 12 月に、「信用リスクと予想信用損失会計に関するガイダンス」を公表しました。このガイダンスは、IFRS 第 9 号によって導入されている ECL 会計フレームワークの継続的な適用に関連する健全な信用リスク実務に関する監督上のガイダンスを示しています。

バーゼル委員会による当ガイダンスは、「貸出金の健全な信用リスク評価」に関して 2006 年 6 月に公表された現行のガイダンスに置き換わるものです。さらに、当ガイダンスは、2015 年 2 月に公表された市中協議文書を基礎とし、それに対して提起されたコメントの多くを考慮に入れて策定されています。

目的

当ガイダンスの目的は、ECL 会計フレームワークに関して健全な信用リスク実務を実現することです。

当ガイダンスは、銀行に対して、ECL 会計モデルは銀行の全体的な信用リスク実務や規制上の枠組みにどのように影響するかに関する監督上のガイダンスを提供するものです。しかし、規制目的上の自己資本に関する ECL の引当については、追加的な要求事項を示していません。

当ガイダンスには、ガイダンスの内容は会計基準設定主体の定める適用可能な会計基準と相反するものではなく、それらの会計基準の適切な適用に関するバーゼル委員会の見解を示すものであると述べています。また、当ガイダンスには、IFRS 第 9 号における減損の要求事項の適用について詳述した付録²が含まれています。

PwC の見解

銀行は、会計基準に準拠することが求められています。IFRS 第 9 号において銀行が利用できる選択肢を減らしてしまう可能性があるものの、当ガイダンスは IFRS 第 9 号の補完をその目的としています。

PwC は、当ガイダンスが IFRS 第 9 号におけるすべての減損の要求事項についてコメントしているわけではないことに留意しています(例えば、信用リスクの著しい増大の評価について、次の 12 か月の間における債務不履行発生リスクの変動を、債務不履行が発生する全期間のリスク変動の合理的な近似として使用することについて、当ガイダンスは言及していません)。さらに、適用プロジェクトが進行して、時間と共に実務が積み重ねられることにより、当ガイダンスでは取り上げられていない、詳細な検討事項が生じるでしょう。

IFRS 第 9 号における減損の要求事項の適用には、資源およびシステムの開発またはアップグレードの両方に対する投資が必要になります。しかし、バーゼル委員会は、新たな会計基準による要求事項への移行までにかかなりの時間的余裕があることを鑑み、国際的に活動している銀行が ECL 会計フレームワークを高い品質で適用することを、監督機関として強く期待しています。

バーゼル委員会は、同一の会計フレームワークが適用されている監督地域内および同地域間、ならびに異なっているが共通性のある ECL 会計フレームワークが適用されている監督地域内および同地域間では、首尾一貫した解釈と実務が重要であると強調しています。これには、他行との比較を容易にする開示の提供が含まれています。当ガイダンスは、開示される情報が、銀行のリスク・プロファイル、商品の集中、業界規範、および現在の市況との関連性のあるものとなるよう、開示方針を定期的に見直す必要があると強調しています。

² 当ガイダンスは、米国財務会計基準審議会 (FASB) が予想信用損失に関して提案する基準案(公表時期についてまだ最終化されていない)を適用している銀行にも適用されます。

PwC の見解

銀行は、他行が ECL に関する新たな要求事項を首尾一貫した適用を助けるために何を行っているかについて検討する必要があります。例えば、将来事象について同じ情報へのアクセスを有する銀行は、信用リスクの特性が類似するポートフォリオに関する情報を統合的に検討しているでしょうか。しかし、PwC は、これにもかかわらず、銀行は特定の事実や状況に応じて異なる判断を行う可能性があることに留意しています。われわれは、IFRS 第 9 号の首尾一貫した適用は、時間と共に進展するプロセスであると見込んでいます。

また銀行は、開示強化タスクフォース(Enhanced Disclosure Task Force (EDTF))の提言を考慮する必要があります。これは、首尾一貫した開示に役立ちます。この提言に関する詳細は、PwC の In brief INT2016-02「EDTF が IFRS 第 9 号の減損の開示に関する銀行向けの提言を公表」をご参照ください。

範囲

当ガイダンスは、減損の要求事項が適用される貸出金、ローン・コミットメントおよび金融保証契約などの貸出エクスポージャーに焦点を当てていると述べています。

PwC の見解

バーゼル委員会が貸出エクスポージャーを重点的に取り扱っている範囲は、IFRS 第 9 号における減損の要求事項の範囲よりも狭くなっています。例えば、流動性ポートフォリオおよび保険契約を担保する資産ポートフォリオによくみられる負債性証券は、当ガイダンスの範囲に含まれない可能性があります。当ガイダンスがなければ容認されるであろう、IFRS 第 9 号の選択肢(信用リスクの著しい増大についての評価を簡略化する、IFRS 第 9 号の「低い信用リスク」に関する実務上の簡便法等)について、その適用を制限する効果のある当ガイダンスの側面は、このような金融商品に適用されない可能性があります。

PwC は、銀行が活動を行っている国や地域においてはどの金融資産が当ガイダンスの適用に含まれるかを明らかにするため、現地の規制当局に相談することをお勧めします。

当ガイダンスは銀行一般に対して言及していますが、特に国際的に活動している銀行にも言及しています。より広範に言えば、バーゼル委員会の設立憲章にも記載されているように、当委員会が公表したこれまでのガイドラインは国際的に活動している銀行を対象にしたものです。

PwC の見解

当ガイダンスが適用されるのは小規模な国内銀行ではなく、国際的に活動している銀行であることは明らかです。しかし、その間にはグレーゾーンが存在し、そこには、国際的に活動してはいないものの業務が高度化している比較的大規模な銀行が含まれています。そのような銀行が当ガイダンスの適用範囲に含まれるかどうかは不明です。こうした銀行は、規制当局が当ガイダンスをどの程度まで適用することを求めているのか判定するため、現地の規制当局に相談することをお勧めします。

当ガイダンスの基本原則

当ガイダンスは、11 の原則を中心に構成されています(信用リスクおよび ECL の会計処理に関する監督上のガイダンスに関する 8 つの原則、ならびに、信用リスク実務、ECL の会計処理および適正資本量の監督上の評価に関する 3 つの原則)。本資料の付録に、これらの基本原則がまとめられています。

IFRS第9号におけるECLに関する要求事項の適用

IFRS 第 9 号に従い、銀行は、各報告日に、将来予測的情報を含めたすべての合理的で裏付け可能な情報を考慮して、金融商品の信用リスクが当初認識後に著しく増大したかを評価しなければなりません。IFRS 第 9 号における減損の要求事項の目的は、当初認識後に信用リスクの著しい増大があったすべての金融商品(「ステージ2」の資産)について、全期間の ECL を認識することです。しかし、報告日に、金融商品の信用リスクが当初認識後に著しく増大していない場合(「ステージ1」の資産)、銀行は損失評価引当金を 12 か月の予想信用損失と等しい金額で測定することになります。

IFRS 第 9 号は、銀行に対して、次のものを反映する方法で予想信用損失(全期間および 12 か月の両方)を測定することを要求しています。一定範囲の生じ得る結果を評価することにより算定される、偏りのない確率加重金額;過去の事象、現在の状況および将来の経済状況の予測についての、報告日において過大なコストや労力を掛けずに利用可能な合理的で裏付け可能な情報。

以下では、当ガイダンスの会計上の主要側面(一般的な項目および IFRS 第 9 号に特有の項目)の一部についての検討を行います。

- 比例性、重要性、および対称性
- 合理的で裏付け可能な情報(将来予測的情報の検討を含む)
- エクスポートジャーのグルーピング
- 信用リスク等級
- 信用リスクの著しい増大の評価
- ECL の測定
- 実務上の便法の使用

比例性、重要性および対称性

当ガイダンスは、重要性の意義を認識しており、IFRS 第9号の高品質な適用を阻害しない限りにおいては、比例アプローチの適用を認めています。当ガイダンスは、「理想的な」測定値の近似であると一般的に考えられている ECL の見積りに対するアプローチの使用について解説しています。これにより、銀行は、規模、複雑性、構成、経済的な重大性、エクスポージャーのリスク・プロファイル、ならびにその他の関連する事実および状況に応じて、多様な信用エクスポージャーの引当手法を適用することができます。ただし、近似を使用することによって偏りをもたらされるべきではありません。さらに、当ガイダンスは、個別のエクスポージャーまたはポートフォリオが銀行にとって累積的に重要なエクスポージャーとなる場合には、それらを重要性の低いものとみなすべきではない、と警告しています。

PwC の見解

重要性および比例アプローチの適用が高度な判断を要する領域であることは明らかなですが、当ガイダンスは、たとえ比較的大規模な銀行の中においても、近似法の使用が適切なポートフォリオが存在する可能性があることを認めているようです。これには、例えば、データがあまり豊富でない管轄地域における比較的小規模なポートフォリオが含まれる可能性があります。

銀行は、累積的な重要性を考慮するとともに、このような近似法が、将来のより大きなストレスのかかる経済状況下においても依然として適切であり続けるかどうかを検討しなければなりません。

当ガイダンスは、債務者の信用プロファイルにおける事後的な変動(信用の悪化およびそのような信用の悪化からの回復)を考慮しなければならない等、IFRS 第9号における ECL フレームワークが対称的であることも認識しています。

合理的で裏付け可能な情報

IFRS 第9号は銀行に対し、過去の事象、現在の状況および将来の経済状況の予想に関して幅広い情報を使用することを要求しています。信用リスクの評価および ECL の測定に含まれる情報は、合理的で裏付け可能でなければならず、評価の対象とする貸出エクスポージャーに関する特定の商品、借手、事業モデルまたは規制環境や経済環境と関連性のあるものでなければなりません。銀行は、目的適合性のある考慮すべき情報の範囲の決定および、情報が合理的で裏付け可能であるとみなされるか否かの判定において、経験に基づいた与信判断をしなければなりません。

PwC の見解

どのような将来予測的情報が合理的で裏付け可能であるかの考慮においては、特に、健全な判断の必要性がカギとなります。この論点は、IASB の金融商品の減損に関する移行リソースグループ (ITG) の 2015 年 9 月の会議で議論されました。ITG が述べているとおり、以下の事項のバランスを図るためには判断が必要になります。

- 目的適合性のある将来予測的情報を不適切に排除すること
- 根拠がないまたは根拠が弱い推測的な性質の情報を含め、将来の可能性に関するすべての見解を含めること

ITG の議論に関する詳しい情報については、PwC の In transition INT2015-02 「[移行リソースグループが IFRS 第9号の減損に関する適用上の論点を議論 - ITG が2回目の会議を開催](#)」をご参照ください。

将来予測的情報の検討

当ガイダンスは、マクロ経済的要素を含む将来予測的情報の検討は ECL に顕著な特徴であり、ECL の適時の認識にとって非常に重要であると強調しています。銀行は、一般に認められている経済分析および予測のための手法と整合する、健全な判断を用いなければなりません。

当ガイダンスは、以下のいずれかを根拠として、将来予測的事象および情報を無視すべきではないと強調しています。

- 単に発生確率が低い
- 信用リスクまたは ECL の金額に与える影響が不確実である、または
- コストが増加する、または、より主観的になってしまう

バーゼル委員会は、信用リスク(の評価)は銀行の中核的な業務であるため、銀行による将来予測的情報の検討は十分なデータによる裏付けが行われることが見込まれると述べています。この意味するところは、バーゼル委員会の見解では、銀行は、「不当に過大なコストおよび労力」がかかることを言い訳にして合理的で裏付け可能な将来予測的情報を入手できないと主張すべきではないということです。当ガイダンスは、銀行が IFRS 第 9 号の減損の要求事項を適用する際に、過去情報である延滞情報をそのまま使用することが適切であることはほとんどないだろうと強調しています。

PwC の見解

銀行がすでに将来予測的情報を有しており、それを利用する範囲は、銀行により、また、金融資産のポートフォリオにより、異なります。しかし、実務における主要な適用上の論点の一つは、信用リスクの著しい増大の評価と ECL の測定を行う際に、銀行が十分な将来予測的情報を入手し、かつ、既存データと新しい情報源から得たデータの両方を使用することをどのように確保するかという点です。

バーゼル委員会は、将来予測的情報の偏りのない検討を推測であるとは考えていませんが、特定の例外的な状況では情報が合理的で裏付け可能ではない可能性があり、そのため ECL の評価および測定プロセスから排除すべきであると認識しています。そのような状況において、バーゼル委員会は、銀行に対し、正当とされる確固たる理由を明確に文書化することを要求しています。

PwC の見解

これは、例えば、ある地域の独立に関する将来の国民投票(例:ITG は、2015 年 9 月の会議において、英国からの独立に関するスコットランドの国民投票について議論した)など、1 回限りの不確実な事象に特に関連性があります。

何が「例外的な状況」なのかは不明確であり、銀行ごとというよりもむしろ規制当局ごとに異なる見解が示される可能性があります。PwC は、そのような将来事象の信用リスクに係る影響が不確実であればあるほど、将来予測的情報の裏付けがより困難になると考えています。

当ガイダンスは、経済見通しを含む将来予測的情報は銀行の経営および報告で使用される情報(例:財務諸表、予算、戦略および資本計画)と整合的でなければならないことを明確にしています。しかし、バーゼル委員会は、業界全体の規制目的のために策定された、ストレスのかかったシナリオは、会計目的に直接使用することを意図したものではないことを認識しています。

PwC の見解

規制目的のための資本テストおよびストレステストで使用される景気下降シナリオは、会計目的上、ECL の決定には関連性がない可能性があります。これは、ECL は可能性のある結果の範囲を評価することによって算定される偏りのない見積りでなければならないからです。

しかし、資本目的のために使用されるものと IFRS 第 9 号に従った ECL の見積りに必要なものとの差異を理解することは有益でしょう。例えば、規制目的のために TTC (Through-the-Cycle) のデフォルト確率 (PD) アプローチを使用しますが、IFRS 第 9 号による ECL 算定のためには PIT (Point-in-Time) の PD を使用しなければなりません。

一部の貸出エクスポージャーについて、銀行が、マクロ経済予測を含む将来予測的情報の影響を個別の借手の評価に組み入れることが困難となる場合があります。このような場合、銀行は、将来予測的情報を集合して組み入れることができます。しかし、ECL の個別評価に合理的で裏付け可能な将来予測的情報が組み入れられている場合には二重集計になる可能性があるため、追加の将来予測的情報の評価を集合的な基礎に基づいて行うべきではありません。

PwC の見解

また、ECL を決定するために使用するモデルと、モデリングを通じた方法では収集できないそれ以外の情報を組み入れるために使用する仕組み両方において、将来予測的情報の影響を二重集計しないことも重要です。しかし、二重集計が発生しうる範囲については、必ずしも明白ではない可能性があります。例えば、特定地域における緊張の高まりを原因とする地政学的な不確実性はマクロ経済的な将来予測的情報に含まれる可能性があります。ある程度はヒストリカル PD に本質的に含まれている可能性があります。

バーゼル委員会は、銀行に対し、特に個別評価を行う際について、将来予測的情報がどのように ECL の見積りに組み入れられているかに関する定性的開示を提供することを求めています。

PwC の見解

どのような将来予測的情報に目的適合性があり、合理的で裏付け可能か、そしてどのようにして ECL の見積りにその情報を組み入れるかの決定には高度な判断が必要となる可能性があり、また、ECL の引当金レベルに重要な影響を与える可能性があります。これにより強調されるのは、財務諸表における有意義な開示、ならびに効果的なガバナンス、統制、デュー・プロセスおよびこの領域における確固とした分析が重要であるという点です。

エクスポージャーのグルーピング

信用リスクの著しい増大またはそれにより生じる損失評価引当金の測定が集行的に行われる場合、IFRS 第9号は、金融資産のポートフォリオを信用リスクの共通している特性に基づいてグルーピングすることを要求しています。その目的は、信用リスクの著しい増大を適時に識別可能にすることです。

当ガイダンスは、金融商品のグループは十分な粒度がなければならないことを強調しています。特定のエクスポージャーの信用リスクの増大がグループ全体の運用実績に隠れてしまうようなやり方で、エクスポージャーをグルーピングしてはなりません。

当ガイダンスは、関連性のある新たな情報を受領した場合や、銀行が信用リスクの変動に関する予想を変更したことで恒久的な調整が必要となるような場合には、エクスポージャーのグルーピングを見直して再分類する必要があると述べています。

PwC の見解

銀行には、金融商品のグループの継続的な再評価および再分類を管理する仕組みが必要になります。当ガイダンスで強調されているように、ポートフォリオ間の移動は、新しい情報がある場合や恒久的な移動が必要だと考えられる場合のみに必要になります。これは、ポートフォリオに対する不必要または過剰な変更の防止に役立つはずですが、

信用リスク等級

当ガイダンスは、関連性のある新たな情報を受領した都度または信用リスクに関する銀行の予想が変更された都度、信用リスク等級を見直さなければならないと述べています。さらに、信用リスク等級は、正確で最新の状態を維持できるように、少なくとも年1回、リスク等級が高まった場合にはさらに高い頻度で、正式な見直しを行わなければならないと述べています。

PwC の見解

IFRS 第9号は、ECL に報告日時点で入手可能な情報を反映させることを要求しています。しかし、報告日時点ですべての信用等級を更新することは、特に大企業のエクスポージャーについては、実務的に不可能である場合があります。さらに、信用リスク等級の見直しに利用できる情報が数か月古くなっている可能性もあります。こういった要因は、最後に行った信用リスクの正式な見直し後の新たな関連情報を識別し、報告日時点で、その情報を信用リスクの著しい増大の評価および ECL の測定に組み入れる手続きを確立する必要性を浮き彫りにします。また、このことは、2015年4月の会議における ITG の議論と整合しています (PwC の In transition INT2015-01「移行リソースグループが IFRS 第9号の減損に関する適用上の論点を議論 - ITG が IFRS 第9号の最終基準の公表以降1回目の会議を開催」をご参照ください)。PwC は、多くの銀行で信用リスク管理のプロセスの強化が必要になると考えています。

信用リスクの著しい増大の評価

当ガイドランスは、信用リスクの著しい増大があったかどうかを適時に判定することが極めて重要であると指摘しています。銀行は、大量の情報を処理および評価できる強力なガバナンス、システムおよび統制と併せて、これを達成できるプロセスを整備しなければなりません。

IFRS 第 9 号は、信用リスクが当初認識後に著しく増大したかどうかを判定する際に、予想信用損失の金額の変動ではなく、当該金融商品の予想存続期間にわたる債務不履行発生リスクの変動を用いることを要求しています。言い換えれば、この評価は、債務不履行発生リスクの観点から行うものであり、予想信用損失の観点から行うものではありません（すなわち、担保または保証などの信用リスクの緩和の影響を考慮する前にこの評価を行います）。

債務不履行の定義

IFRS 第 9 号は、債務不履行を定義していませんが、内部の信用リスク管理の目的で使用される定義と整合的な債務不履行の定義を適用して、適切な場合には、定性的な指標（例：財務特約条項）を考慮することを企業に要求しています。ただし、債務不履行は金融資産が 90 日の期日経過（90 days past due）となる時点よりも後で発生することはないという反証可能な推定があります。この推定に反証するためには、企業は、もっと遅い債務不履行の要件の方が適切であることを立証するための合理的で裏付け可能な情報を必要とします。

バーゼル委員会は、規制目的で用いている債務不履行の定義を、IFRS 第 9 号で用いている債務不履行の定義の「手引き」として利用することを推奨しています。バーゼル資本フレームワークにおける債務不履行の定義は、「支払不能の可能性（unlikeliness to pay）」という定性的な要件を「90 日の期日経過」という客観的な要件と組み合わせたものです。「支払不能の可能性」の要件によりエクスポージャーが延滞となる前に債務不履行を識別することが可能となり、「90 日の期日経過」の要件は安全装置として作用します。

規制目的上、監督当局が、他の商品について期日経過の日数を最長 180 日まで代替する場合があります。しかし、当ガイドランスは、このような措置が施行される可能性について、IFRS 第 9 号における 90 日超の期日経過の反証可能な推定の適用の免除規定として解釈してはならないと指摘しています。

PwC の見解

規制目的で使用される債務不履行の定義を「手引き」とするとは何を意味するのかは、完全に明らかにはされていません。ただし、IFRS 第 9 号により、90 日の期日経過に関する反証可能な推定は、規制目的により 90 日を超える期日経過（例：180 日の期日経過）という要件が使用されていることのみを根拠に反証できないことが明らかとなっています。すなわち、銀行は以下のような適切な分析と証拠によって反証できなければなりません。

- 債務不履行の定義に規制目的とは異なる、会計目的上の定義を使用する。
- 規制目的上 180 日の期日経過の要件が使用されている場合であっても、IFRS 第 9 号に基づく 90 日の期日経過の推定を反証する。

信用等級システムにおけるデフォルト率(PD)およびその変動の使用

IFRS 第9号は、当初認識後の信用リスクの変動が著しいかどうかは、当初認識時における債務不履行発生のリスクに対して評価しなければならないと述べています。当ガイダンスは、銀行がPDの変動を、債務不履行発生のリスクの変動を識別する手段として、使用する場合、PDの変動が著しいかどうかは、以下のように、当初認識時のPDに対する比率(変動の割合)として表すことができると述べています。

$$S(\Delta CR) = \frac{\Delta PD}{PD_0}$$

この数式において、 $S(\Delta CR)$ は信用リスクの変動の著しさ、 ΔPD は当初認識後のPDの変動(すなわち、報告日時点のPDから当初認識時のPDを差し引いた値)、 PD_0 は特定の貸出エクスポージャーの当初認識時のPDを表します。

しかし、バーゼル委員会は、PD自体の変動の「幅」(すなわち、報告日時点のPDから当初認識時のPDを差し引いた値)も考慮に入れなければならないことも認識しています。

PwCの見解

IFRS 第9号の減損モデルは、当初認識後の信用リスクの相対的な増加の評価に基づいています。この目的が満たされる限りにおいて、IFRS 第9号は、信用リスクの著しい増大の評価手法を特に指定していません。

当初認識後のPDの変動の幅とその変動の割合を考慮しなければならないというバーゼル委員会の認識は有益なものです。これは、IFRS 第9号の目的が依然として満たされている場合には、事実や状況に応じて代替的なアプローチを使用することに対して、いくらかの支持を示すものであるからです。

当ガイダンスは、IFRS 第9号で説明されているように、当初認識時の特定のポートフォリオについて最大の信用リスクを設定することは可能であり、信用リスクが最大水準を超えて増大する場合には、そのポートフォリオの資産について全期間のECLを測定することになると述べています。ただし、これは、IFRS 第9号における信用リスクの相対的な増加の原則の例外ではなく、その原則を適用した例の一つです。バーゼル委員会が述べたところによると、このような簡素化に目的適合性があるのは、銀行が、予め設定した信用等級に達する前にポートフォリオにおける商品の信用リスクに著しい増大が発生しなかったと立証できる等、エクスポージャーが十分に粒度のある基礎に基づいて区分される場合のみであるとしています。

当ガイダンスは、銀行は、いくつの「ノッチ」または「等級」を超えると格付けの引下げが引き起こされるかを検討することの必要性を強調しています。PDの一ノッチの変動は直線的ではなく、信用等級の変動の前に信用リスクの著しい増大が発生する可能性があるため、内部または外部の格付けシステムとその粒度には、特に注意を払わなければなりません。

PwCの見解

企業が合理的で裏付け可能なあらゆる情報を考慮することによって内部の信用リスク等級を導きだしており、その等級に十分な粒度があり、そして貸出エクスポージャーのポートフォリオが適切に区分されている場合には、信用リスクの著しい増大を識別する手段として内部の信用リスク等級間の変動を用いることが適切である可能性があります。ただし、当初認識後に信用リスクの著しい増大があったかどうかの評価においては、信用リスク等級間のすべての変動に等しく重きを置くわけではありません。

当ガイダンスは、「著しい(significant)」かどうかは、統計的有意性と同様に考えるべきではなく、また、定量的分析のみに基づくべきではないことに留意しています。一つ一つは多数の小さな信用であり、過去データが豊富にあるポートフォリオに関して、正式な統計学的手法を用いることにより信用リスクの著しい増大を部分的に識別することができる場合があります。しかし、他のエクスポージャーについては、そのような手法が適さない場合もあります。

さらに、当ガイダンスは、「著しい」かどうかは、銀行の主要財務諸表に与える影響の程度という観点から判断すべきではないと指摘しています。これは、例えば、エクスポージャーの全額について担保が設定されているために引当金に影響がない場合であっても、信用リスクの増大の識別と開示は、銀行の貸出金に固有の信用リスクの傾向を理解したいと考える利用者にとって重要である可能性があるからです。

再交渉後または条件変更後の貸出金

IFRS 第 9 号は、条件変更後に認識の中止が行われない貸出金について、銀行は、条件変更後の契約条件に基づき報告日における債務不履行発生リスクと、条件変更前の当初の契約条件に基づき当初認識時における債務不履行発生リスクを比較することによって、信用リスクの著しい増大があったかどうかを判定しなければならぬと要求しています。

当ガイダンスは、条件変更または再交渉は、信用リスクの増大を覆い隠す可能性があるとして指摘しています。エクスポージャーの存続期間にわたる信用リスクが当初認識時の信用リスクに比べて著しく増大していないことを示す十分な証拠がない場合には、認識が中止されていない条件変更後または再交渉後の貸出金をステージ 1 に戻すべきではありません。バーゼル委員会は、一般的に、顧客は、信用リスクが低下したとみなされる前の一定期間にわたり、変更後の条件に基づく良好な支払行動を一貫して示す必要があることを強調しています。例えば、通常、契約条件の変更後に期限通りの返済を一度行うだけでは、延滞または不完全な支払の履歴が消去されることはありません。

PwC の見解

当ガイダンスは、条件変更後または再交渉後の貸出金をステージ 2 からステージ 1 に移動させるためには、支払の追跡記録が必要になると示唆しています。PwC は、何が「合理的な期間」かについては規制当局によって見解が異なるものと考えます。

これとは対照的に、認識が中止された条件変更後または再交渉後の貸出金は、新規の貸出金として取り扱われます。このような条件変更後の貸出金は、条件変更日または再交渉日後に信用リスクのさらなる著しい増大がない限り、ステージ1に分類されます(組成時に信用減損している場合を除く)。この区別は、条件変更または再交渉が貸出金の認識の中止をもたらすかどうかを適切に判定する重要性を強調するものです。

ECL の測定

バーゼル委員会は、銀行に対し、すべての貸出金のエクスポージャーについて必ず ECL を測定することを求めています。ECL の見積りには、信用損失の発生可能性が常に反映されているため、引当金がゼロとなることは稀です。

PwC の見解

ECL の見積りが何らかの数値を持つと見込まれるのは当然である一方、PwC は、特定の状況においては引当金がゼロになることが適切である場合もあると考えています。例えば、住宅ローンが、不動産の現在の価値および貸出金の残存期間にわたる合理的な見積り価値の両方に基づき、また、競売処分の割引が行われる等の関連する修正を考慮した後も、貸出金額を超過する担保で保証されている場合には、引当金がゼロであることが適切となる可能性があります。

一時調整

当ガイダンスは、引当金に対する一時調整は、既存のリスク要因または予想されるリスク要因が信用リスクの格付けやモデリング過程で考慮されなかったことが明らかになったときに用いる可能性のある調整であると述べています。このような一時調整は、短期的な状況で発生するか、新たな関連情報を既存の信用リスク管理システムに適切に組み入れる、または貸出エクスポージャーの現行のグループを再分類するために十分な時間がない場合、あるいはグループ内の貸出エクスポージャーが要因や事象に対して当初の予想と異なる反応を示す場合に発生する可能性があります。

バーゼル委員会は、一時調整を一時的な解決策として使用することを求めており、長期間にわたって持続するリスク要因に対して継続的に一時調整を使用することは適切でないと考えています。その代わりとして、当ガイダンスは、銀行の引当金の設定手法は、ECL の測定に継続的な影響を及ぼすと見込まれる要因を組み入れるために、短期間にアップデートしなければならないと指摘しています。

PwC の見解

以下を区別しなければなりません。

- 上に記載した理由のために生じる一時調整と、基礎となるモデリングの中に組み入れる予定の一時調整。
- モデリングと見積りプロセスの一環として行われるマクロ的調整としてのその他の経営上の仕組みと、ECL の見積りにいくつかの情報を組み入れる最適な方法としてのその他の経営上の仕組み。

PwC は、IFRS 第 9 号の目的が達成されることを前提として、IFRS 第 9 号では ECL の測定の具体的な方法を規定していないことに留意しています。

12か月 ECL

IFRS 第 9 号は、報告日において、ある金融商品に係る信用リスクが当初認識後に著しく増大していない場合（すなわち、金融商品が「ステージ 1」の場合）には、企業は、当該金融商品に係る損失評価引当金を 12 か月の ECL に等しい金額で測定しなければならないと要求しています。IFRS 第 9 号は、12 か月の ECL を、全期間の ECL のうち、ある金融商品について報告日後 12 か月以内に生じ得る債務不履行事象から生じる ECL を表す部分と定義しています。バーゼル委員会は、12 か月の ECL には今後 12 か月の予想損失を含めるだけでなく、今後 12 か月以内に発生する可能性のある損失事象による貸出エクスポージャーの全期間にわたり見込まれる現金の不足分も含めるべきであると強調しています。

実務上の便法の使用

IFRS 第 9 号には、IFRS 第 9 号を適用する幅広い範囲の企業の適用に係る負担を軽減することを目的とした、いくつかの実務上の便法が含まれています。

バーゼル委員会は、国際的に活動している銀行による以下の 3 つの実務上の便法の使用が制限されることを求めています。これは、バーゼル委員会が、そのような銀行の業務を考慮すると、関連情報の入手コストには「過大なコストまたは労力 (undue cost or effort)」を伴う可能性があるとは考えられないためです。

情報セット

IFRS 第 9 号は、企業は「過大なコストや労力を掛けずに」利用可能な、合理的で裏付け可能な情報を考慮しなければならない、また企業は、「情報の網羅的な探索を行う必要はない」と述べています。ただし、バーゼル委員会は、銀行がこれらの文言を限定的に解釈しないよう求めています。

バーゼル委員会は、銀行に対し、IFRS 第 9 号の高品質で厳格な首尾一貫した適用の達成の必要に応じ、グループまたは個々のエクスポージャーに関連した将来予測的情報を含む合理的で裏付け可能なすべての情報を使用するシステムおよびプロセスを開発することを求めています。これには新たなシステムやプロセスに対する多額な先行投資が必要になる可能性があります。バーゼル委員会は、高品質な適用による長期的な便益はそれにかかるコストをはるかに上回るものであり、それらのコストを過大であるとみなすべきではないと考えています。しかし、バーゼル委員会は、それが IFRS 第 9 号の高品質な適用に貢献しない場合には、追加的なコストおよび運用上の負担がもたらされることを求めています。

PwC の見解

これまでに言及したように、IFRS 第 9 号を適用する際には、将来予測的情報を含む合理的で裏付け可能な情報の入手が主要な焦点領域になります。銀行が、現在、IFRS 第 9 号の目的のために十分なデータを有していない場合には、今から、より多くのデータ収集を開始することができます。例えば、多くの地域において、産業別データ、信用調査会社のデータ、格付機関のデータが購入可能となっています。

低い信用リスクに関する免除規定

IFRS 第9号は、銀行に対し、報告日時点で金融商品の「信用リスクが低い」と判定した場合には、詳細な分析を行うことなしに、金融商品の信用リスクは当初認識日後に著しく増大していないと仮定することを認めています。外部格付けによる「投資適格」は、信用リスクが低いと考えられる可能性のある金融商品の一例です。

バーゼル委員会は、信用リスクの著しい増大がある場合はいつでも貸出金をステージ2に移動できるように、この免除規定の使用を制限すべきであると考えています。IFRS 第9号の高品質な適用を達成するため、低い信用リスクに関する免除規定の使用には、当初認識後に信用リスクの著しい増大が発生していなかったという、報告日時点の信用リスクが十分に低いことを示す明確な証拠がなければならないというのが、バーゼル委員会の見解です。

さらに、バーゼル委員会は、外部機関による「投資適格」の格付けをもって、無条件にそのような貸出エクスポージャーのすべてについて信用リスクが低いとみなすことはできないと考えています。

PwC の見解

信用リスクの著しい増大を見逃さないように、低い信用リスクに関する免除規定の使用を正当化するための明確な証拠を必要とすることは、IFRS 第9号における免除規定は、貸出金ポートフォリオに関し、国際的に活動している銀行にとっては実務上の救済措置でないことを意味する可能性があります。

30日超期日経過という反証可能な推定

IFRS 第9号は、契約上の支払が30日を超えて期日経過した場合には金融資産の信用リスクは当初認識後に著しく増大した、という安全装置として機能する反証可能な推定を含んでいます。企業は、貸出金が30日を超えて期日経過していても、信用リスクが当初認識後著しく増大していないことを証明する合理的で裏付け可能な情報を、過大なコストまたは労力をかけずに利用できる場合には、この推定を反証することができます。

信用リスクの増大を適時に検出することを確保するため、バーゼル委員会は、国際的に活動している銀行が信用リスクの著しい増大の主要な指標として30日超期日経過の反証可能な推定を使用することを求めています。ただし、信用リスクの著しい増大を早期に評価するのに資するその他の指標とともに、安全装置として、この反証可能な推定を適切に使用することは妨げられていません。

バーゼル委員会は、国際的に活動している銀行が30日超の期日経過の推定を反証する場合、銀行は、30日超の期日経過が信用リスクの著しい増大と相関しないことを明確に立証する徹底的な分析を提示することを求めています。

次のステップ

銀行は、会計、システムとプロセス、ガバナンスと統制の側面および IFRS 第 9 号の適用プログラムに当ガイドランスを組み込む必要のある範囲といった観点から、当ガイドランスの適用を検討する必要があります。また、それらを実施するには、銀行は現地の規制当局の見解を考慮する必要があります。

当ガイドランスは、例えば、IFRS 第 9 号の実務上の便法の使用に係る制限および、継続する一時調整は銀行のモデリング・プロセスに組み入れるべきであるとするバーゼル委員会の要求に関連して、国際的に活動している銀行に最も大きな影響を与えます。しかし、その他の大手銀行や業務が高度化している銀行も、自社に当ガイドランスが適用される範囲について検討し、この点について現地の規制当局に相談する必要があります。

PwC の見解

IFRS 第 9 号における減損の要求事項の適用には、重要な経営上の判断、新たなデータおよびプロセス、システム、ガバナンスや統制の手続の変更が伴います。IFRS 第 9 号の適用にかかる時間、リソース、労力を過小評価しないことが重要です。

付録

当ガイダンスの基礎となる原則

信用リスクおよび予想信用損失の会計処理に関する監督上のガイダンス

原則1 責任	<ul style="list-style-type: none">銀行の取締役会および経営上層部は、引当金を首尾一貫した手法により適切に算定するための有効な内部統制システムを含む、適切な信用リスク実務を確保する責任を有する。
原則2 手法	<ul style="list-style-type: none">引当金の測定は、信用リスクの評価および測定の方針、手続、統制に対処するための厳格な手法に基づいて行われなければならない。銀行は、マクロ経済要因、可能性のあるさまざまなシナリオおよびリストラクチャリングに関する明確な会計方針を含む、将来予測的情報の影響を十分に検討するため、主要な用語および要件の定義を明確に文書化しなければならない。
原則3 信用リスクの格付け	<ul style="list-style-type: none">銀行は、同様の信用リスク特性に基づいて貸出エクスポージャーを適切にグルーピングするために整備された、信用リスクの格付けプロセスを有していなければならない。
原則4 引当金の適切性	<ul style="list-style-type: none">銀行の引当金合計額は適切であり、適用される会計フレームワークの目的と整合していなければならない。銀行は、評価アプローチ(個別または集会的)が、例えば、個別に評価する貸出金について、集会的基礎に基づくマクロ経済要素を含む将来予測的情報を組み入れることによって、ECL の認識の遅延をもたらさないよう確保しなければならない。
原則5 モデルの妥当性	<ul style="list-style-type: none">銀行は、ECL の評価および測定に使用されるモデルを適切に検証するための方針および手続を整備しなければならない。
原則6 経験に基づく信用の判断	<ul style="list-style-type: none">特に将来予測的情報およびマクロ経済要素に関し、経験に基づいた与信判断が必須である。銀行が、コストが掛かりすぎる、または情報が高品質の適用に貢献するかどうかあまりに不確実だと考えていることを根拠にして、将来予測的情報の検討を避けるべきではない。
原則7 共通のシステム	<ul style="list-style-type: none">銀行は、共通のシステム、ツールおよびデータに関する強力な根拠を提供する健全な信用リスクの評価および測定プロセスを有していなければならない。
原則8 開示	<ul style="list-style-type: none">銀行の開示は、目的適合性がある意思決定に有用な情報を適時に提供することによって、透明性と比較可能性を高めなければならない。

信用リスク実務、予想信用損失の会計処理および適正資本量の監督上の評価

原則 9 信用リスク管理の評価	<ul style="list-style-type: none">銀行監督当局は、銀行の信用リスク実務の有効性を定期的に評価しなければならない。
原則 10 モデルの承認	<ul style="list-style-type: none">銀行監督当局は、銀行が会計上の引当金を決定するために使用した手法が予想信用損失の適切な測定につながっていることを確信しなければならない。
原則 11 適正資本量の評価	<ul style="list-style-type: none">銀行監督当局は、銀行の適正資本量を評価する場合、銀行の信用リスク実務を検討しなければならない。